

# 1 市立学校の規模適正化に関する基本的な計画に関すること

## (1) 直方市の目指す学校規模について検討すること

第5回目・第6回目の会議で、議論をいただきたい部分になります。

議論に際し、押さえておいていただきたい点として、3点をあげさせていただきます。配布資料等の該当部分と合わせてご確認ください。

### ①直方市学校規模適正化基本指針（令和6年8月決定）（配布資料①-01）

（12ページ）【教育的な観点】

「・・・一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、**一定の学校規模を確保することが重要**となります。」

（14ページ）直方市における学校規模の分類の定義

規模の分類	学級数（通常学級）	分類の説明
過小規模	1～5学級	小学校では複式学級が存在する規模 中学校では複式学級又はクラス替えができない学年が存在する規模
小規模	6～11学級	小学校ではクラス替えができない学年が存在する規模 中学校では標準には満たないもののおおむね全学年でクラス替えができる規模
標準規模	12～18学級	学校教育法施行規則上、標準とされる規模
大規模	19～24学級	
過大規模	25学級以上	

（15～17ページ）「過小規模」「小規模」の学校への対策

「過小規模」

小中学校ともに、複式学級は一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等、過小規模の課題を解消する対策を速やかに実施します。

中学校でクラス替えができない規模は、教育上の課題を整理した上で、学校統合等により過小規模の課題を解消する対策を速やかに検討します。

「小規模」

学校全体及び各学年の児童生徒数並びに将来的な児童生徒数予測を勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合等、必要な措置を検討しつつ、小規模校のメリットを生かす対策やデメリットを緩和する対策を実施します。

### ②「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（文部科学省）

※今回送付※

（6～14ページ）（1）学校規模の適正化

※学校規模の適正化の検討にあたっての、考慮すべき観点、基本的な視点、課題、影響、考え方等が記載されています。第5回会議での議論の前に、**是非、ご一読ください。**

※文部科学省の手引に書かれていることは、「一般的」に言われていることです。**直方市においてはどうなのか、**という視点で議論をお願いします。

### ③教職員、保護者・児童生徒アンケート（配布資料④-01 14・15ページ）

・小学校の1学年の学級数について

教職員の**92.9%**が、2～3学級が望ましい、と回答

小学生の保護者の**85.5%**が、2～3学級が望ましい、と回答

中学生の保護者の**81.4%**が、2～3学級が望ましい、と回答

・中学校の1学年の学級数について

教職員の56.1%が2～3学級、40.1%が4～6学級が望ましい、と回答

小学生の保護者の**45.4%**が2～3学級、**50.1%**が4～6学級が望ましい、と回答

中学生の保護者の**36.2%**が2～3学級、**58.5%**が4～6学級が望ましい、と回答

※上記①②③等を踏まえ、直方市学校規模適正化基本指針で示した「直方市の目指す学校教育」を実現するためには、どのくらいの学校規模（学級数、児童・生徒数）が望ましいかという観点で、議論をお願いします。

「直方市の目指す学校教育」：基本指針（配布資料①-01）13ページ

直方市の目指す学校教育は、

「多様な価値観が存在する社会をたくましく生き抜くために、児童生徒の可能性を最大限に引き出し、主体的に学び続ける力を育む学校教育」と定めます。

- (2) 多面的な実態把握を行い、直方市の学校規模適正化に向けた課題を明らかにすること。  
(3) 前号の課題に対する改善の方法を示すこと。

①人口（児童生徒）推計について、②学校施設の状況について

これまでの会議での事務局説明の内容や、いただいたご意見を参考に、記載しています。報告書の該当部分と合わせてご確認いただき、ご意見を申し上げます。

③学校の適正配置（通学条件）について

第5回目の会議で、議論をいただきたい部分になります。配布資料（④-02）や、文部科学省の手引（今回送付）の15～17ページ等を参考に、**直方市においてはどうか**、というご意見を申し上げます。

④学校と地域の関係

第5回目の会議で、議論をいただきたい部分になります。配布資料（④-03）等を基に、**直方市においてはどうか**、というご意見を申し上げます。